平成２２年（フ）第５００号
堺市南区原山台１丁７番１―308号
債務者　松崎　好孝
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５０号
大阪府柏原市国分本町２丁目３番45―605号
債務者　土屋　千草
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
堺市美原区大饗81番地５
債務者　高橋　知子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６０４号
堺市美原区南余部272番地
債務者　野澤　史郎
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第２８２号
大阪府岸和田市作才町１丁目４番10号
債務者　寺師　博樹
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
大阪府泉南郡熊取町大字大久保1631番地の４
債務者　奥　　優之
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３５２号
大阪府泉佐野市日根野5915番地の13
債務者　三浦　　香
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３７９号
大阪府泉南市新家1315番地の234
債務者　野島　清光
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３８３号
大阪府岸和田市天神山町１丁目３番12―504号
債務者　竹谷　　恵
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
大阪府貝塚市橋本106番地４－３棟205号
債務者　五十嵐祥江
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０３号
大阪府岸和田市積川町396番地の６
債務者　澤　　福美
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０７号
大阪府岸和田市池尻町399番地の１
債務者　北野　幸子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４０８号
大阪府和泉市光明台３丁目16番４号、前住所大阪府河内長野市小山田町451番地の157―１―609号
債務者　福井　直子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
大阪府泉大津市豊中町３丁目７番25号
債務者　塩谷久美子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
大阪府泉大津市東雲町９番59号
債務者　山田　要子
1　決定年月日時　平成22年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
鹿児島県鹿児島市池之上町11番３号　新川住宅10号
債務者　倉留　雄太
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市与次郎２丁目８番３―207号
債務者　富山美穂子
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
鹿児島県鹿児島市紫原７丁目34番18号　富田ハイツ201号
債務者　肥後　義男
1　決定年月日時　平成22年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係